

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 24    | 公営住宅関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、公営住宅関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減させるために適切な対策を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

公営住宅関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和3年11月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 公営住宅関係事務   |
| ②事務の概要                   | <p>公営住宅に関する法律に基づく条例による事務のうち、公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>① 公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務<br/>           ② 公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>           ③ 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務<br/>           ④ 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>           ⑤ 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務<br/>           ⑥ 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>           ⑦ 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する事務<br/>           ⑧ 公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する事務<br/>           ⑨ 公営住宅法第29条7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br/>           ⑩ 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務<br/>           ⑪ 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務<br/>           ⑫ 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務</p> |
| ③システムの名称                 | 公営住宅システム<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 公営住宅管理ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の第19項<br/>           行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条</p>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                  | <p>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>           番号法第19条第8号 別表第二(第31項)<br/>           行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 住宅課  |
| ②所属長の役職名                 | 住宅課長   |

**6. 他の評価実施機関**

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

甲府市 まちづくり部 まちづくり総室 住宅課  
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1  
電話番号055-237-1161(代表)

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

甲府市 まちづくり部 まちづくり総室 住宅課  
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1  
電話番号055-237-1161(代表)

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年10月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年10月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |   |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |   | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |   |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |   |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |   |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |   |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |   |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |   |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------|--|--|------|-----------|
| 平成31年2月4日  | I 3. 法令上の根拠    | 番号法第9条第1項および別表第一(第19項)   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の第19項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条 | 事後   |           |
| 平成31年2月4日  | I 4. ②法令上の根拠   | (別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二(第31項)   | (別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二(第31項)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条     | 事後   |           |
| 平成31年2月4日  | I 5. ②所属長      | 住宅課長 坂本 雅哉   | 住宅課長   | 事後   |           |
| 平成31年2月4日  | II 1. 時点       | 平成28年4月1日 時点   | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成31年2月4日  | II 2. 時点       | 平成28年4月1日 時点   | 平成30年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和3年11月24日 | I 一4-②         | (別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第7号 別表第二(第31項)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条 | (別表第二における情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第二(第31項)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条     | 事後   |           |
| 令和3年11月24日 | I 一7           | 甲府市 建設部 建設総室 住宅課<br>〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1<br>電話番号055-237-1161(代表)  | 甲府市 まちづくり部 まちづくり総室 住宅課<br>〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1<br>電話番号055-237-1161(代表)                                      | 事後   |           |
| 令和3年11月24日 | I 一8           | 甲府市 建設部 建設総室 住宅課<br>〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1<br>電話番号055-237-1161(代表)  | 甲府市 まちづくり部 まちづくり総室 住宅課<br>〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1-18-1<br>電話番号055-237-1161(代表)                                      | 事後   |           |
| 令和3年11月24日 | II 一1 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点  | 令和3年10月1日時点  | 事後   |           |
| 令和3年11月24日 | II 一2 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点  | 令和3年10月1日時点  | 事後   |           |
|            |                |  |  |      |           |